

電力地産地消事業の選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

補足資料

2024年12月2日

酒田市

（事業内容）

プロポーザル方式で選定した事業者（グループ）が酒田市十里塚風力発電所で発電した電力を買い取り、市が指定する公共施設へ供給するもの。



（事業目的）

1. 再生可能エネルギーの地産地消

（酒田市十里塚風力発電所で発電した自然由来の再生可能エネルギーの電力を市内小中学校へ供給）

2. 地域脱炭素等の担い手（地域新電力（※））育成

（収益等を活用した地域の課題解決への取組み等を支援し、ローカルシンクタンク（自治体の相談相手）を目指す）

3. 電気料金に係る地域経済循環（地域内でお金を循環させる）

（地域からのお金の流出を減らし、地域内の産業間取引を増やす→地域内の様々な事業主体にお金が入り、最終的に地域住民の所得が向上）

※地域新電力：地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者【地域新電力事例集（2021年3月環境省）】

発電施設	予定売電電力量（kWh/年間）
酒田市十里塚風力発電所	20,453,268
供給施設	予定買電電力量(kWh/年間)
小中学校29校（30施設）	3,528,717

スケジュール	
公示	令和6年12月2日（月）
参加表明書の受付締切	令和7年1月8日（水）
質問受付締切	1月14日（火）
質問回答	1月15日（水）
辞退届の提出期限	1月17日（金）
企画提案書等受付締切	1月20日（月）
審査	1月29日（水）
結果通知	1月下旬
契約締結準備行為	2月以降
事業開始	4月1日

（予定期間）

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

（担当部署）

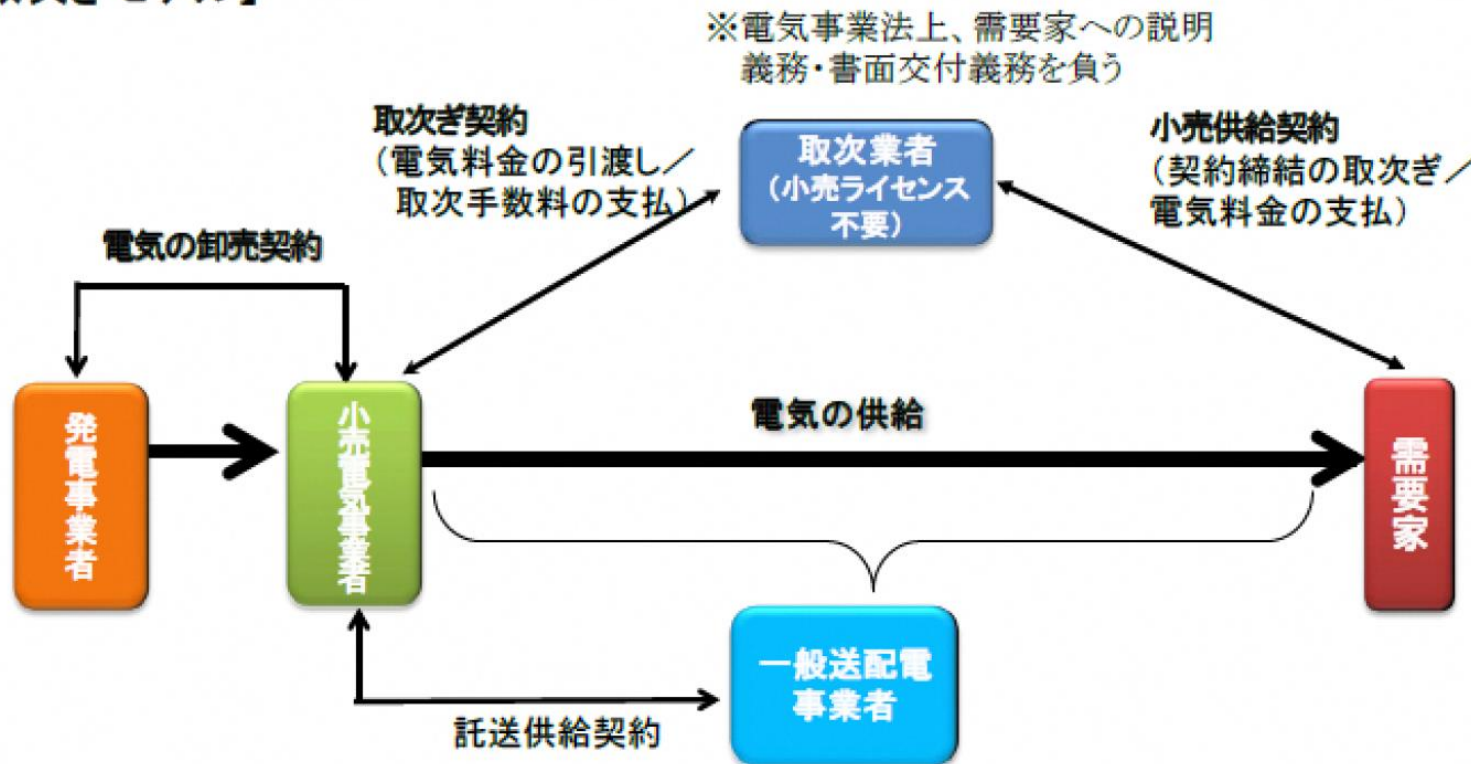
酒田市企画部企画調整課



参加資格について

1. 本市のプロポーザル審査において一般的な事項として設定することが多い「地方自治法施行令で定める一般競争入札に参加できない者を除く」「暴力団及びその関係者を除く」「指名競争入札参加者登録簿への登録」を要件として（１）～（３）で設定
2. 本事業内容の性質を鑑み、電気事業法に規定する「小売電気事業者」又は「小売り供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」を要件へ
3. 「小売電気事業者」と「取次業者等」が共同で本事業実施の提案を行うことが想定されるため、グループでの参加を可とする
4. 本事業の目的（地域脱炭素等の担い手育成、地域経済循環）を鑑み、市内に本社を有すること（グループの場合最低１社）を要件へ

【取次ぎモデル】



《ポイント》

- 左記の**発電事業者**と**需要家**が本事業における酒田市の位置付け
- **小売電気事業者**単独での提案の場合と、**取次業者等**も参画したグループでの提案が想定される

審査項目、評価基準について

1. 「事業の実施能力」「価格」「事業目的」の観点から審査項目を設定する

2. 各観点の配点は1：1：1とする

3. 「事業目的」においては、地域経済循環と地域新電力的な観点（地域貢献策）を盛り込み、配点は1：1とする

事業の実施能力（40点）
事業実績 運営体制 リスク想定・方策 等

価格（40点）
価格点 = 40点 × （最低差額※1/提案差額） ※ 1 （供給料金想定額） - （売電想定額※2） ※ 2 FIT単価除く

事業目的（40点）	
地域経済循環（20点）	地域貢献策（20点）
市内における業務完結の程度	再エネ電力の地産地消 環境教育 等

再エネ電力購入実績, 8
再エネ電力供給実績, 8
事業運営体制、財務状況, 8
スケジュール設定, 8
リスク想定と方策, 8
売買電差額, 40
酒田市内における業務完結の程度, 20
十里塚風力発電所による余剰電力地消, 5
上記以外の電力地産地消, 5
市内小中学校を対象とした環境教育, 5
上記のほか、地域振興に向けた取り組み, 5

事業実施能力
(40点)

価格
(40点)

事業目的
(40点)

審査項目・評価基準に基づき提案



委員会で評価



優秀提案事業者及び次点者を選定

審査項目（事業の実施能力）について

- 1.（1）事業実績においては、売買電実績により実施能力を評価するため設定する
- 2.（2）①事業運営体制、財務状況においては、提案事業者内の本事業の運営体制を確認（グループにおいては、各事業者の役割を含む）するとともに提案事業者の財務状況を確認することで、安定した事業実施がなされるかを評価するため設定する
- 3.（2）②スケジュール設定においては、本事業実施に向けたスケジュール設定を確認し、着実な事業実施が見込まれるかを評価するため設定する
- 4.（2）③リスク想定と方策においては、事業実施におけるリスクを適切に想定しているかを確認するとともに、当該リスクへの対応策が適切に提案されているかを評価するため設定する。なお、市場価格調整制度を含む提案をした事業者においては、料金変動のリスク想定と当該リスクへの対応策についても、本項目で評価する。

事業の実施能力（40点）		配点
（1）事業実績	①令和3～5年度に発電施設から再生可能エネルギー電力を購入した実績	8
	②令和3～5年度に施設に再生可能エネルギー電力（高圧電力）を供給した実績	8
（2）運営体制の信頼性、安定性	①事業運営体制（人事配置等）、財務状況	8
	②スケジュール設定	8
	③酒田市十里塚風力発電所による発電量が不足した際の安定した電力調達や市場価格調整制度を含む場合の料金変動等、リスク想定と方策（的確なリスク想定と方策があると認められる場合に評価）	8

参考：電気料金算定方法（燃料費調整制度と市場価格調整制度について）

東京電力エネルギーパートナーHPを参考に作成

電気料金

=

基本料金

+

電力量料金

+

再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金単価 × 使用電力量

+

燃料費調整額

or

+

市場価格調整額

・ 燃料費調整制度は、火力燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。（各月分の燃料費調整単価は、原油・LNG・石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格にもとづき算定し、2か月後の電気料金に反映）

・ 市場価格調整制度は、卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。（各月分の市場価格調整単価は、1か月間のスポット市場価格にもとづき算定し、翌月分（当月分_検針日が毎月1日の場合）の電気料金に反映）

審査項目（価格）について

1. 売買電を一体的に行う本事業の特性を鑑み、売電、買電それぞれの価格で評価するのではなく、一体的な評価を行う
2. 具体的には、供給電気料金想定額と売電買取想定額の差額を評価するものとする
3. 定量的な評価が可能な審査項目であり、定量的な評価を行う
4. 供給電気料金想定額は、市場価格調整制度を含むほうが、価格が下がる算定方法となっているが、価格変動のリスクが大きいため、前項目の「リスク想定と方策」の審査項目において、そのリスクについて評価することで燃料費調整制度を選択した事業者との公平性を担保する

価格（40点）		配点
（1）売電買取想定額、供給電気料金想定額	①本事業の売買電差額	40

価格点 = 40点 × （最低差額/提案差額）

差額 = 供給電気料金想定額 - 売電買取想定額

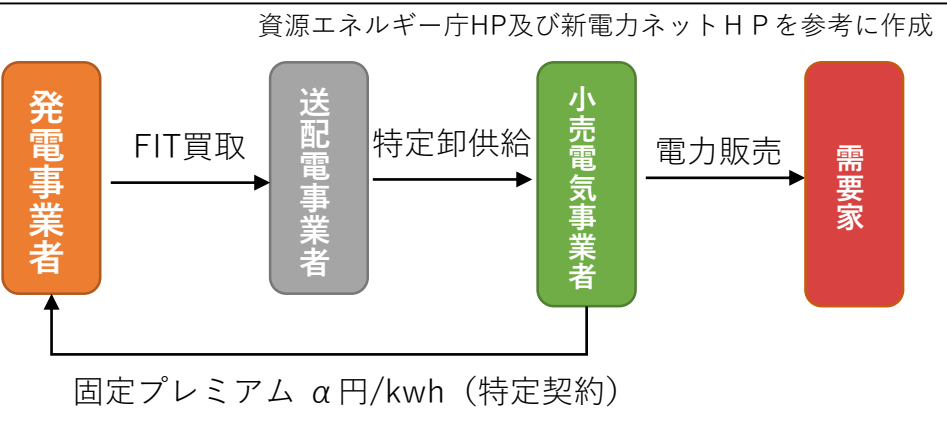
供給電気料金想定額 = 基本料金（単価（任意）× 契約電力（固定）× 力率割引（固定））
+ 電力量料金（単価（任意）× 使用量（固定）+ 燃料費調整額（固定）^{or} 市場価格調整額（任意））
+ 再エネ賦課金（固定）
+ α（任意 CO2フリー電気料）

売電買取想定額 = 電力量（固定） × 契約単価（任意）※FITを除く固定プレミアム分

1 か月ごと 1 年分の電力量を示し、1 年間の想定額を算出

参考：固定価格買取制度（FITについて）

- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、送配電事業者が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度
- 送配電事業者が、法律で定められた買取価格で買い取った再生可能エネルギー（FIT）電気は、原則としては卸電力取引市場を経由して小売に引き渡すこととなるが、電源を特定した供給が必要となる場合等において、再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者との相対供給も可能
- 発電事業者が小売電気事業者と特定卸供給契約を締結することで、通常のFITによる売電収益に追加で小売電気事業者から特定契約によるプレミアム α 円/kWhの追加収益を得ることが可能となる（右図の流れ）



審査項目（事業目的）について

1.

地域経済循環については、市内でどの程度業務を完結するかを審査することで、どの程度経済循環が期待できる提案かを評価する
2.

地域貢献策については、本事業においては、売電電力量（十里塚風力発電所発電量）が買電電力量（小中学校への供給量）を大きく上回ることが想定されるため、余剰となった電力を地消するための取組みを評価する
3.

電力の地産地消等の地域脱炭素の担い手となる事業者を支援する意味合いから、本事業以外での電力地産地消の取組みについて評価する
4.

本事業において、供給対象施設を小中学校とした理由として、環境教育のきっかけとなることを期待している。そのため、小中学校を対象とした環境教育の取組みについて評価する
5.

受注者には地域新電力的な取組みを期待することから、得られる収益等を活用した地域振興に向けた取組みを評価する

事業目的（40点）

地域経済循環（20点）	配点	地域貢献策（20点）	配点
①需給調整業務を含む本事業実施に係る業務を酒田市内でどの程度完結できるか（本事業期間内）	20	①供給対象施設への電力供給を除く、酒田市十里塚風力発電所による余剰電力の地消に向けた取組み	5
		②本事業による酒田市十里塚風力発電所による電力の活用以外の電力地産地消に向けた取組み	5
		③供給対象施設である小中学校を対象とした環境教育の取組み	5
		④上記のほか、地域振興に向けた取組み	5

参考：想定される主な運営実務

●

需給管理

●

資源エネルギー庁等への月次報告等

●

精算・請求業務

●

発電所等への電源買取料金の支払い

「地域のための地域新電力の作り方（ローカル創生支援機構）」参考

参考：余剰電力量

予定売電電力量 20,453,268kWh と 予定買電電力量 3,528,717kWh の差分

16,924,551kWh

が1年間あたりの余剰電力となる見込み